



## ◆就労選択支援について

4月の育成会で、進路担当から「就労選択支援」という福祉サービスが始まっていることを説明させていただきました。対象となるケースは、卒業後に、就労継続支援A型事業所などの福祉的就労を検討しているケースや卒業後すぐの一般就労が難しいケースなどが考えられます。

就労選択支援の目的は、生徒自身の能力や適性、希望に基づき就労移行支援、A型、B型、一般就労といった多様な選択肢の中から、最も適性なサービスや働き方を自身が納得して選択できるように支援することです。この制度は、3学年だけでなく各学年で実施でき、在学中に複数回実施することも可能となります。昨年度の10月から始まったばかりの制度であるため、不透明な部分も多くありますが、生徒の進路実現に向けて有効に活用できるようにしたいと考えております。何か不明な点がありましたら学校まで、ご相談ください。

## ◆企業における雇用状況について

「進路の手引き（令和8年度版）」第2章の卒業後の進路（P10）に記載していますが、障害者の雇用促進等に関する法律では、企業は、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。長崎労働局において、令和7年6月1日現在の状況を取りまとめたものが下記の図となります。全国の民間企業の障害者実雇用率は2.41%に対して、長崎県内は、2.84%で、全国5位（昨年4位）と高い水準となっています。今年度7月からは、法定雇用率が、2.5%から2.7%まで引き上げられるようになっています。今後も長崎労働局と連携を深めていきたいと思っております。なお、「進路の手引き（令和8年度版）」は、ホームページ上に掲載しております。ご確認ください。

